

多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者へのアンケート調査結果（前編）

調査部

当センターでは、建設業、上下水道業等の産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト利用促進のための課題の抽出及び分析等を目的に、環境省から「産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者調査業務」を受託して、電子マニフェストを導入していない多量排出事業者に対してアンケート調査を実施しました。

本号と次号に渡って、本調査の結果を報告いたします。

[報告内容]

夏号：調査概要、回収状況、産業廃棄物の排出量、委託先の電子マニフェスト導入状況、紙マニフェストの運用状況

秋号：紙マニフェストの事務作業負担、電子マニフェスト導入の検討状況、電子マニフェスト導入の課題等

1 調査方法等の概要

(1) 調査期間

令和3年7月30日～10月17日

(2) 調査票の送付対象の選定について

平成30年6月に普通産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画を自治体に提出した事業者（15,087ヶ所）のうち、令和3年3月末現在で既に電子マニフェストに加入している事業者、複数の自治体で多量排出事業者に該当する場合の重複分を除いた6,144ヶ所について、以下①～③の抽出作業を行って、調査票の送付対象5,000ヶ所を選定した。

- ① JWセンターが環境省の受託事業により開催する電子マニフェスト説明会の主要対象業種である建設業の多量排出事業者に加えて、上下水道業の多量排出事業者を優先して選定。
- ② 農地還元等、排出事業場内で利用されることにより、産業廃棄物の委託量が少ないと考えられる農業の多量排出事業者を除外。
- ③ 上記①、②で挙げた以外の業種の多量排出事業者を無作為抽出。

調査票の送付対象5,000ヶ所の業種の内訳は表1のとおりである。

表1 調査票の送付対象業種の内訳

業種	送付数	割合
建設業	2,793	55.86%
製造業	1,354	27.08%
電気・ガス・熱供給・水道業	845	16.90%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.04%
卸売業・小売業	1	0.02%
サービス業	2	0.04%
印刷・同関連業	3	0.06%
合計	5,000	100%

(3) 調査方法

上記(2)で選定した調査票の送付対象の多量排出事業者5,000ヶ所に、アンケート調査票を郵送し、以下①～④のいずれかの方法により回答を得た。

- ① JWセンターのホームページ上に設けたアンケートフォーム（以下「Webフォーム」という。）に回答を入力
- ② JWセンターのホームページ上に掲載した調査票の電子ファイルをダウンロードして、回答を入力の上

で電子メールにより提出

- ③ 郵送したアンケート調査票に記入し、FAX で送信することにより提出
- ④ 郵送したアンケート調査票に記入し、郵送することにより提出

(4) 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 令和2年度1年間に排出した産業廃棄物の排出量
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処分の委託先の処理業者数、委託先のうち電子マニフェストを導入している処理業者数
- ③ 令和2年度1年間の紙マニフェスト交付枚数
- ④ 使用している紙マニフェストの購入者
- ⑤ 紙マニフェストの運用方法（紙マニフェストの記入者、終了報告の確認方法、紙マニフェストの保管場所）
- ⑥ 紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無
- ⑦ 紙マニフェスト情報の入力者
- ⑧ 入力した紙マニフェスト情報の用途
- ⑨ 紙マニフェストの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量
- ⑩ 紙マニフェストの使用に伴って、負担を感じている事務作業
- ⑪ 電子マニフェストに加入しない、できない理由
- ⑫ 電子マニフェストの今後の導入予定
- ⑬ 電子マニフェストの義務化等に対する意見
- ⑭ 電子マニフェスト導入の問題点等に関する具体的内容
- ⑮ その他、電子マニフェストや廃棄物処理全般への意見・要望等

本号では、うち①～⑧に関する調査結果を掲載する。（⑨～⑮に関する調査結果は次号に掲載）

2 調査票の回収状況

(1) 回収状況

調査票を送付した5,000ヶ所のうち、宛先不明による戻り等（163件）を除く4,837ヶ所のうち、2,492ヶ所（回収率：51.5%）から回答が提出された（表2）。

表2 調査票の回収状況

調査対象数※	回収数	回収率
4,837	2,492	51.5%

※ 「調査対象数」は、調査票の送付数（5,000件）から宛先不明による戻り等（163件）を除いた件数。

(2) 回収方法別の内訳

調査票の回収方法の内訳は、郵送が46.8%と最も多く、次いでWebフォームが39.9%、メールが9.4%、FAXが3.9%であった。

半数以上（50.7%）が郵送またはFAXでの回答という“紙”による回答方法であった（表3）。

表3 調査票の回収方法の内訳

送付方法	回収数	割合
Webフォーム	994	39.9%
メール	234	9.4%
FAX	97	3.9%
郵送	1,167	46.8%
合計	2,492	100%

(3) 回答者の業種の内訳

回答者の業種の内訳は、建設業が全体の52.2%と最も多く、次いで製造業が27.9%、電気・ガス・熱供給・水道業が19.3%であった（表4）。

表4 回答者の業種の内訳

業種	回収数	割合
建設業	1,302	52.25%
製造業	695	27.89%
電気・ガス・熱供給・水道業	482	19.34%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.04%
卸売業・小売業	1	0.04%
サービス業	1	0.04%
印刷・同関連業	0	0%
不明*	10	0.40%
合計	2,492	100%

※ 「不明」は、無記名で調査票を提出した回答者である。

3 調査結果

(1) 令和2年度1年間に排出した産業廃棄物の排出量（問1）

1) 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,417	75	2,492

2) 産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の年間排出量（令和2年度）の区別の回答数は「1,000t以上、5,000t未満」が55.2%と最も多かった。また、本調査は平成30年6月に普通産業廃棄物に関する多量排出事業者の処理計画を提出した事業者を調査対象としたが、令和2年度の産業廃棄物排出量は「1,000t未満」という回答が21.0%であった（図1）。

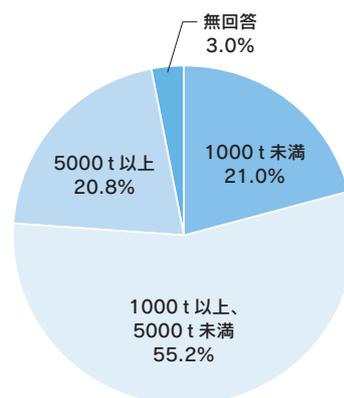


図1 令和2年度1年間の産業廃棄物の排出量（問1）

(2) 産業廃棄物の収集運搬や処分の委託先の処理業者数、委託先のうち電子マニフェストを導入している処理業者数（問2）

1) 回答状況

区分	回答者	無回答者	合計
収集運搬業者数	1,638	854	2,492
処分業者数	1,615	877	2,492

2) 委託先の電子マニフェスト加入率

委託先収集運搬業者の「電子マニフェスト加入者は皆無」という回答が52.3%、委託先処分業者の「電子マニフェスト加入者は皆無」という回答が44.3%であった。また、委託先収集運搬業者の「50%以上が電子マニフェストに加入」という回答が31.1%、委託先処分業者の「50%以上が電子マニフェストに加入」という回答が41.7%であった（図2-1、図2-2）。

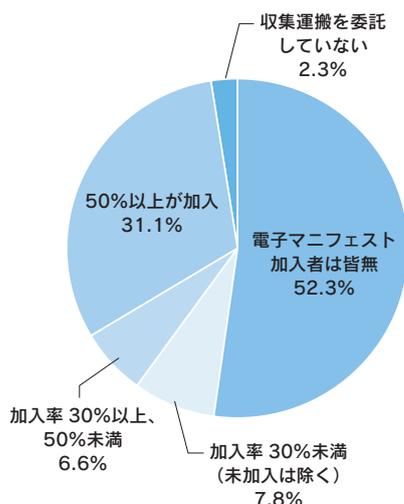


図 2-1 委託先収集運搬業者の電子マニフェスト加入率(問2)

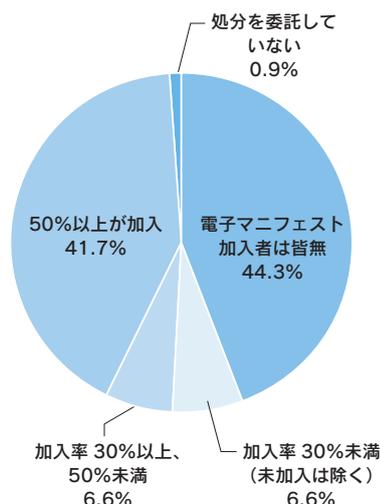


図 2-2 委託先処分業者の電子マニフェスト加入率(問2)

(3) 令和2年度1年間の紙マニフェスト交付枚数(問3)

1) 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,401	91	2,492

2) 平均値、最大値、中央値、最小値

回答者における紙マニフェスト年間交付枚数(令和2年度実績)に関する回答は、平均で695.7枚であった(表5)。

表5 紙マニフェスト年間交付枚数

項目	交付枚数(枚)
平均値	695.7
最大値	43,000
中央値	380
最小値	0

3) 令和2年度1年間の紙マニフェスト交付枚数

紙マニフェスト年間交付枚数(令和2年度実績)は、「300枚未満」と回答したのが38.2%、「300枚以上、600枚未満」と回答したのが27.3%であった(図3)。

(4) 使用している紙マニフェストの購入者(問4)

使用している紙マニフェストの購入者については、「a. 自社で産業資源循環協会や建設業協会等より購入」という回答が73.2%、「b. 産業廃棄物収集運搬業者等が購入した紙マニフェストを使用」という回答が21.5%であった(図4)。

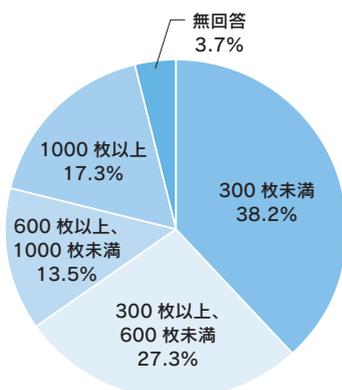


図3 令和2年度1年間の紙マニフェスト交付枚数(問3)

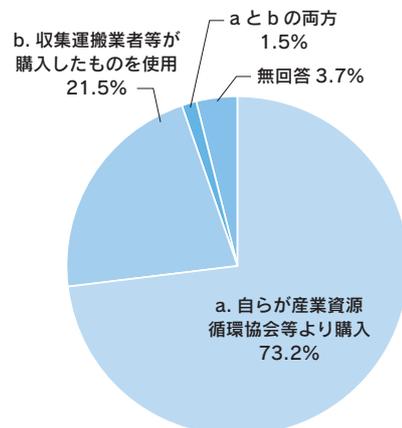


図4 紙マニフェストの購入者(問4)

(5) 紙マニフェストの運用方法（紙マニフェストの記入者、終了報告の確認方法、紙マニフェストの保管場所）（複数回答）（問5）

1) 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,465	27	2,492

2) 集計結果（複数回答）

紙マニフェストの記入者については「b. 排出事業場の担当者が記入」という回答が59.8%、終了報告の確認方法については「f. 返送された紙マニフェストを排出事業場で照合・確認」という回答が65.6%、紙マニフェストの保管場所については、「h. 本社で保管」という回答が61.8%であった（図5）。

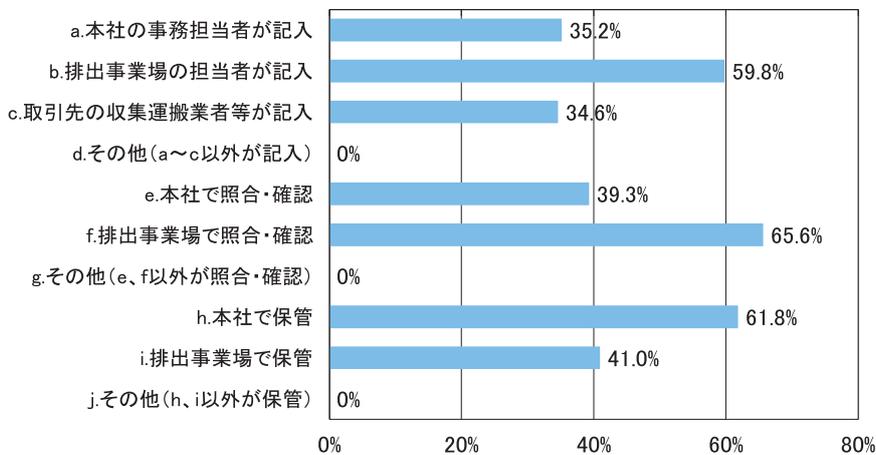


図5 紙マニフェストの運用方法（複数回答）（問5）

(6) 紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無（問6）

紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無については、「a. 入力している」という回答が70.7%であった。「b. 入力していない」と回答した排出事業者と比較すると、「a. 入力している」と回答した排出事業者は、電子マニフェストを導入した場合の入力操作への抵抗感が少ないものと考えられる（図6）。

(7) 問6で「a. 入力している」と回答した場合の紙マニフェスト情報の入力者（問7）

紙マニフェスト情報をパソコン等に入力している場合の入力者は、「a. 本社の事務担当者」という回答が51.7%、「b. 排出事業場の担当者」という回答が46.0%であった（図7）。

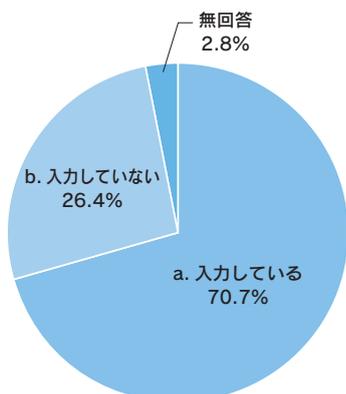


図6 紙マニフェスト情報の入力の有無（問6）

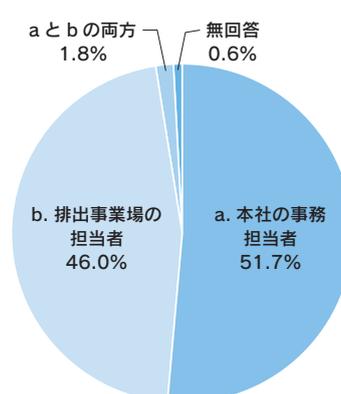


図7 紙マニフェスト情報の入力者（問7）

(8) 問6で「a. 入力している」と回答した場合の入力した紙Manifesto情報の用途（複数回答）（問8）

1) 回答状況

回答者	無回答者	合計
1,762	0	1,762

2) 集計結果（複数回答）

紙Manifesto情報をパソコン等に入力している場合の入力した紙Manifesto情報の用途については、「b. 自治体（環境部局）への報告に活用」という回答が最も多く79.2%で、「a. 社内の排出状況の把握に活用」という回答が74.0%、「c. 公共工事の発注者への報告に活用」という回答が39.8%、「f. Manifestoデータの保存、帳簿の作成のために活用」という回答が35.7%であった（図8）。

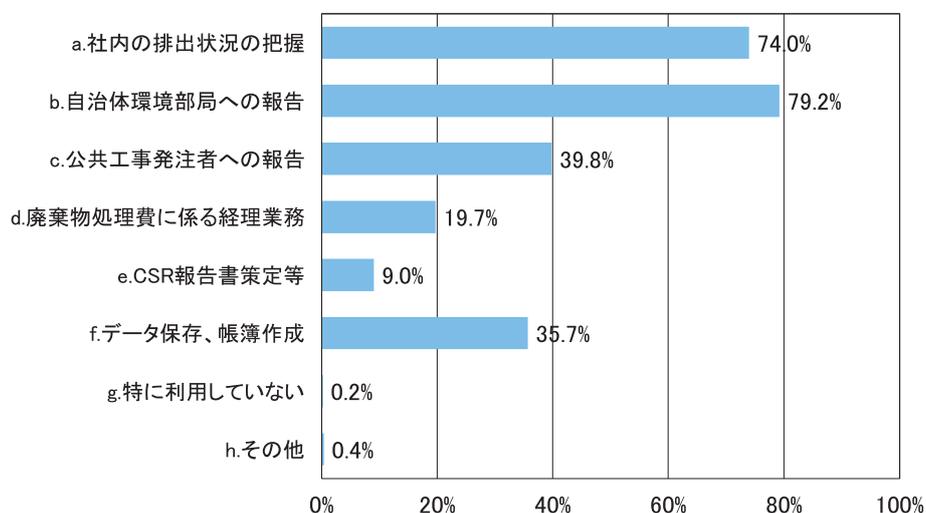


図8 入力した紙Manifesto情報の用途（複数回答）（問8）

※ 「h. その他」の内訳は、翌年度の廃棄物処理に関する予算確保に活用（2）、容器包装リサイクル協会への報告に活用（2）、Manifestoの返送状況の確認に活用（2）、建設リサイクル法に係る報告に活用（1）であった。（括弧内の数値は回答数。）

（後編に続く）